

令和元年台風第 19 号に伴う被災者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱

(目的)

第 1 条 本要綱は、令和元年台風第 19 号による被災者に対し、一時的な避難場所として市営住宅の既存空き家の使用（以下「一時使用」という。）を認め、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(一時使用対象者)

第 2 条 本要綱に基づき市営住宅を一時使用できる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 当該台風にかかり、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域において当該台風により罹災した者（以下「被災者」という。）とする。
- (2) 一時使用の許可を受けようとする者及び現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

2 前項に定める一時使用できる者と同居できる者は、被災を受けた者に限るものとする。

(被災者であることの認定)

第 3 条 被災者であることの認定は、市町村が発行する当該災害に係る罹災証明書又は被災証明書（以下「罹災証明書等」という。）により行う。

2 前項の規定に関わらず、被災者が居住している市町村の実情により、罹災証明書等の発行が困難なときは、暫定的な措置として、住民票、健康保険証、運転免許証その他の氏名及び住所が確認できる書類又はこれに代えるべき親族若しくは知人の申立て等に基づき、被災者として取り扱うこととし、後日、罹災証明書等の提出を求める。

(一時使用許可の条件)

第 4 条 一時使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行い、次に掲げる事項を除いては、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、同法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）、神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第 12 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和 35 年 4 月規則第 9 号）を準用する。

- (1) 一時使用許可の期間は、原則として一時使用許可日から 1 年以内とする。
- (2) 収入基準その他の入居者資格要件は、問わないものとする。
- (3) 連帯保証人については、不要とする。
- (4) 使用料については、免除するものとする。

(申請手続き)

第 5 条 一時使用の許可を受けようとする者は、神戸市営住宅一時使用許可申請書及び行政財産使用許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書（第 3 条第 2 項で定める暫定的な措置を講じるときは、同項に定める書類）

(2) 誓約書 兼 申立書

2 市長は、一時使用の許可を受けようとする者に対して、個人情報の取扱いに関する同意書の提出を求めることができる。

(市営住宅の明渡請求)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一時使用者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 一時使用者が不正の行為によって一時使用許可を受けたことが判明したとき

(2) 一時使用者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき

(3) 一時使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき

(4) 一時使用者が条例または条例に基づく市長の指示に違反したとき

(5) 一時使用者の一時使用許可期間が満了するとき

(6) 管理上必要があると認めるとき

2 一時使用者は、前項の請求を受けたときは、速やかに市営住宅を明け渡さなければならない。

(市営住宅の返還)

第7条 一時使用者は、市営住宅を返還しようとするときは、一時使用許可住宅返還届出書を市長に届け出なければならない。

(退去時の修繕)

第8条 一時使用期間が満了した場合、退去時に条例第32条第1項1号および2号に掲げる費用(以下「費用等」という。)は、請求しないものとする。ただし、自然損耗以外の使用者の責めに帰すべき破損等による損害賠償金については、この限りでない。

(特定入居)

第9条 本要綱に基づき一時使用を許可された者のうち、条例第5条に規定する入居者資格等を具備する者が希望したときは、条例第14条第1項第1号の規定により特定入居させることができる。

(虚偽の申請)

第10条 虚偽の申請に基づいて行った一時使用の許可については、無効とする。

(補則)

第11条 本要綱の実施に関し、必要な事項は、建築住宅局長が定める。

附 則

本要綱は、令和元年10月23日から実施する。

本要綱は、令和2年8月1日をもって廃止する。